

下京区選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法第30条の3第2項の規定により指定した指定在外選挙投票区を次のとおり変更したので、同法施行令第23条の2第2項の規定に基づき告示します。

令和5年10月27日

下京区選挙管理委員会
委員長 鎌田 高雄

| | 指定在外選挙投票区 | 備考 |
|-----|-----------|--------------|
| 変更前 | 第23投票区 | |
| 変更後 | 第9投票区 | 令和5年10月18日変更 |

(下京区選挙管理委員会事務局)